



◆ 認定調査の内容について紹介します

調査員が訪問して認定調査を行います。

要介護認定の申請が行われると、曾於地区介護保険組合の調査員が訪問し、本人や家族から心身の状況等について聞き取り調査を行います。

調査は、全国共通の調査票に基づき、概況調査、基本調査、特記事項の3種類の調査票により行われます。具体的な調査項目は以下のとおりです。



調 査	調 査 項 目 等
概 況 調 査	<ul style="list-style-type: none"> ●現在受けているサービスの状況（在宅利用・施設利用） ●本人の環境等（家族状況、住宅環境、傷病、既往歴等）
基 本 調 査	<ul style="list-style-type: none"> ●麻痺等の有無、歩行、立ち上がり等の身体機能・起居動作 ●移乗、移動、えん下、食事摂取、排尿、排便等の生活機能 ●意思の伝達、短期記憶、徘徊等の認知機能 ●大声をだす、作話、自分勝手な行動等の精神・行動障害 ●薬の内服、金銭の管理、買い物等の社会生活への適応 ●過去14日間にうけた特別な医療について〈処置内容等〉危険が無いと判断されれば本人に実際に動作を行っていたかどうかがあります。
特 記 事 項	基本調査の調査票では盛り込めない事項や選択する上で各調査項目の定義にうまく当てはまらない場合等、必要に応じて調査員が記入します



※公平な判定を行うため、認定調査の結果はコンピュータ処理されます。コンピュータ判定の結果、特記事項及び主治医の意見書をもとに、介護認定審査会がどのくらい介護が必要かなどを審査・判定します。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,810人	平成21年7月 末日現在	
要介護（支援）認定者	804人		
給付実績	在宅介護サービス費	29,778,336円	平成21年6月 の給付実績
	施設介護サービス費	53,361,663円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	23,059,909円	
	介護サービス費 合計	106,199,908円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111（内線 136）